

## 医療救護計画 改訂理由等について

項目	旧計画	新計画	改訂理由等
前文	災害発生時の応急救護は、傷病者の救命とともに弱者救済や精神不安定者の解消と生活環境安全確保を目的として、的確な情報収集により医師会、歯科医師会、薬剤師会及び医療機関等と密接な連携のもとに実施する。	災害発生時の応急救護は、傷病者の救命とともに弱者救済や精神不安定者の解消と生活環境安全確保を目的として、的確な情報収集により医師会、歯科医師会、薬剤師会及び医療機関等と密接な連携のもとに実施する。	変更なし。
救護対策本部の設置	<p>1 救護対策本部の設置</p> <p>災害発生時において、災害対策本部長の要請に基づき医師会と災害対策本部の衛生対策部が連携して保健所内に救護対策本部を設置する。救護対策本部長を医師会長とし副本部長を保健所長として、医療機関及び消防本部以外に医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、臨床衛生検査技師会、栄養士会、柔道整復師会、病院団体、医薬品関係団体及び医療機器関係団体との情報収集を行う。</p>	<p>1 地域災害医療連絡会議の設置</p> <p>災害発生時には、災害対策本部長の要請により、保健所及び医師会より構成される地域災害医療連絡会議（以下「地災連」という。）を小樽市立病院又は保健所内に設置する。地災連議長を保健所長、副議長を医師会長として、小樽市立病院（地域災害拠点病院※1）を中心に医師会、歯科医師会、薬剤師会などの関係団体のほか、北海道及び外部支援機関※2と密接な連携を図り、医療救護活動を推進する。</p> <p>※1 地域災害拠点病院とは、災害発生時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能や広域搬送への対応機能のほか、医療救護班の派遣機能などを有し、災害時に必要な医療支援を行うための拠点病院で、小樽市立病院は、第二次医療圏ごとに整備される「地域災害拠点病院」に指定されている。</p> <p>※2 外部支援機関とは、災害派遣医療チーム（DMAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、全日本病院協会災害時医療支援活動班（AMAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、糖尿病医療支援チーム（DIAMAT）、災害時派遣精神医療チーム（DPAT）等の医療保健支援チームをいう。</p>	<p>災害対策本部との区分を明確にするため、救護対策本部を地域災害医療連絡会議に名称を変更する。</p> <p>保健所は耐震構造ではなく、市立病院内に設置することを第一の選択とする。</p> <p>災害時に医療活動が有効に機能するには、医師会の他、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等と連携する必要がある。</p> <p>保健所が中心となり、関係機関との調整に当たることから、保健所長を地災連議長とする。</p> <p>新たに地域災害拠点病院について記載する。</p> <p>新たに外部支援機関について記載する。</p>

項目	旧計画	新計画	改訂理由等
組織	<p>(1) 組織</p>	<p>(1) 組織</p> <p>地災連の構成は保健所及び医師会を中心とするが、災害の流動的な状況に応じて、地災連の議長及び副議長の権限において柔軟に変更及び追加できるものとし、連絡組織図は別途小樽市災害医療マニュアルに定める。</p>	<p>小樽市災害医療マニュアル（以下、マニュアルという。）2ページ</p> <p>表3（超）急性期災害時組織図</p>
主な活動内容	<p>(2) 主な活動内容</p> <p>ア 災害発生後直ちに医療機関等の被害状況を調査把握する。</p> <p>イ 救護のための医師・看護師・助産師等の派遣を行う。</p> <p>ウ 消防本部及び医療機関と連携をとりながら患者の救急搬送・収容を行う。</p> <p>エ 医療関係機関等との通信連絡を確保する。</p> <p>オ 医薬品、医療器材等の確保や手配等の必要な措置をとる。</p>	<p>主な活動内容は、マニュアル「3 地域災害医療連絡会議の主な活動内容」及び「4 Communication」に移行する。</p>	<p>マニュアル 2～3ページ</p> <p>3 地域災害医療連絡会議の主な活動内容</p> <p>ア 地域災害医療連絡会議の主な活動内容小樽市立病院DMAT等によるEMISの入力作業に協力し、小樽市立病院以外の各医療機関等の被害状況を調査把握するために情報収集・EMIS代行入力を行う。また、医療情報の広報、関係機関との連絡調整を行う。</p> <p>イ 小樽市等が避難所を設置する場合はEMIS避難所情報を収集・入力し、DHEAT（災害時健康危機管理チーム）等の支援公衆衛生チームと協力して、保健衛生防疫活動を行う。避難所巡回診療を行う場合や仮設診療所が設置された場合は、被災地外からの医療救護チームを調整し、その活動を援助する。</p> <p>ウ 小樽市地域防災計画により、医薬品、医療器材等の確保や手配等の必要な措置をとる。</p>

項目	旧計画	新計画	改訂理由等
主な活動内容			<p>(1) 上記の地災連の活動内容は、災害発生からのフェイズによって、その配分と担当部署が変化する。たとえば、災害発生直後は上記アの情報収集に全部門、全部署が総力をあげて関わる必要があり、その後必要に応じてイ、ウの部門が立ち上がっていくと考えられる。フェイズによって担当者も流動的になる。</p> <p>(2) 災害医療コーディネーター（地域コーディネーター）は、北海道知事により委嘱され、災害等の状況に応じて適切な医療体制が構築されるよう、次に掲げる事項の調整及び助言を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>被災地における医療ニーズ等の把握・分析に関すること</li> <li>DMATを除く医療救護班その他の医療救護チームの派遣調整に関すること</li> <li>DMATとの連携した取組に関すること</li> <li>その他医療救護に関すること</li> </ol> <p>(3) 地区収容病院あるいは避難所への支援に限界があれば、小樽市立病院DMAT活動拠点本部・災害医療コーディネーターを通じて支援DMATに応援を依頼する。</p> <p>(4) 地災連は必要に応じて、小樽市災害対策本部に連絡・調整に関わるリエゾン要員を派遣し情報交換にあたる。</p>

項目	旧計画	新計画	改訂理由等																																				
主な活動内容			<p>マニュアル 3ページ 4 Communication 表5 関係機関の通信・連絡先一覧</p> <p>表5 関係機関の通信・連絡先一覧</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">北海道対策本部</td> <td>北海道庁（代表）</td> <td>011-231-4111</td> </tr> <tr> <td>危機対策室ダイヤルイン</td> <td>011-204-5007</td> </tr> <tr> <td>道庁DMAT調整本部</td> <td>担当</td> <td>道庁DMATの携帯（衛星）電話番号</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小樽市災害対策本部</td> <td>総務部防火担当主任</td> <td>25-9955</td> </tr> <tr> <td>携帯電話</td> <td>090-6268-3441</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">後志総合振興局 （倶知安保健所）</td> <td>代表</td> <td>0136-23-1300</td> </tr> <tr> <td>ダイヤルイン</td> <td>0136-23-1345</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">小樽市立病院災害対策本部</td> <td>代表</td> <td>0134-25-1211</td> </tr> <tr> <td>衛星携帯電話（DMAT）</td> <td>イリジウム 8816-2343-7314</td> </tr> <tr> <td>衛星携帯電話（DMAT）</td> <td>Niostar II 080-2860-5213</td> </tr> <tr> <td>小樽市防災行政無線（MCA無線）</td> <td>701 711</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域災害医療連絡会議</td> <td>医師会事務局長 携帯電話</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保健所次長 携帯電話</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>小樽市防災行政無線（MCA無線）</td> <td>703（保健所）</td> </tr> </tbody> </table>	北海道対策本部	北海道庁（代表）	011-231-4111	危機対策室ダイヤルイン	011-204-5007	道庁DMAT調整本部	担当	道庁DMATの携帯（衛星）電話番号	小樽市災害対策本部	総務部防火担当主任	25-9955	携帯電話	090-6268-3441	後志総合振興局 （倶知安保健所）	代表	0136-23-1300	ダイヤルイン	0136-23-1345	小樽市立病院災害対策本部	代表	0134-25-1211	衛星携帯電話（DMAT）	イリジウム 8816-2343-7314	衛星携帯電話（DMAT）	Niostar II 080-2860-5213	小樽市防災行政無線（MCA無線）	701 711	地域災害医療連絡会議	医師会事務局長 携帯電話		保健所次長 携帯電話				小樽市防災行政無線（MCA無線）	703（保健所）
北海道対策本部	北海道庁（代表）	011-231-4111																																					
	危機対策室ダイヤルイン	011-204-5007																																					
道庁DMAT調整本部	担当	道庁DMATの携帯（衛星）電話番号																																					
小樽市災害対策本部	総務部防火担当主任	25-9955																																					
	携帯電話	090-6268-3441																																					
後志総合振興局 （倶知安保健所）	代表	0136-23-1300																																					
	ダイヤルイン	0136-23-1345																																					
小樽市立病院災害対策本部	代表	0134-25-1211																																					
	衛星携帯電話（DMAT）	イリジウム 8816-2343-7314																																					
	衛星携帯電話（DMAT）	Niostar II 080-2860-5213																																					
	小樽市防災行政無線（MCA無線）	701 711																																					
地域災害医療連絡会議	医師会事務局長 携帯電話																																						
	保健所次長 携帯電話																																						
		小樽市防災行政無線（MCA無線）	703（保健所）																																				
地災連の役割	記載なし。	<p>(2) 役割 (ア) 災害発生直後からおおむね一週間後を目途とした急性期 地災連及び小樽市立病院災害対策本部（以下、「市立病院災害対策本部」という。）は、北海道のほか、外部支援機関である災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）及び災害医療コーディネーター※3などと連携し、情報収集・医療救護活動計画の策定を行う。</p>	<p>災害対応は経時的に変化するため、地災連の役割を、急性期、復興回復期、平常時別に新たに記載する。</p> <p>新たに災害派遣医療チーム（DMAT）と災害医療コーディネーターについて記載する。</p>																																				

項目	旧計画	新計画	改訂理由等
地災連の役割		<p>※3 災害医療コーディネーターとは、北海道が委嘱し、災害等が発生した場合に、被災地に必要とされる医療の提供について調整を行い、医療救護活動を補完するため派遣される医師をいう。</p> <p>(イ) 急性期以降の復興回復期 地災連は、地域医療の復興に向け北海道及び災害医療コーディネーターと連携し、外部支援機関と協議を行い、調整を図るものとする。</p> <p>(ウ) 平常時 平常時から、保健所、医師会、小樽市立病院及び関係団体は、連携を強化するために災害医療体制に係る情報共有や意見交換を行なうとともに、自ら被災することも想定して、災害対策マニュアル及び業務継続計画（BCP）の作成に努めるものとする。また、災害発生時の役割などを踏まえた実践的な教育及び研修を行なうほか、防災訓練の実施などを通して関係職員の災害への対応能力を高める。</p>	
小樽市立病院の役割	記載なし。	<p>2 小樽市立病院（地域災害拠点病院）の役割 小樽市立病院は、地域災害拠点病院として災害時の医療・救護・支援の中心となるほか、市立病院災害対策本部を立ち上げ、DMATと連携し<u>広域災害救急医療情報システム（以下「EMIS」という。）</u>を活用した最大限の災害医療の供給に努める。</p>	<p>災害時には、地域災害拠点病院である小樽市立病院の役割が重要であり、新たに記載する。</p> <p>新たに広域災害救急医療情報システム（EMIS）について記載する。</p>

項目	旧計画	新計画	改訂理由等																								
救護隊の編成	<p>2 救護隊の編成 災害発生時に応急医療を迅速かつ適正に行うため、小樽市医師会は、災害対策本部長の要請に基づき、救護対策本部長の指揮のもと、救護隊を編成し、指定救護所及び災害現場等において応急医療にあたる。 救護隊の組織は、小樽市医師会に本部をおき、小樽市を5地区に分け各地区に地区救護隊と収容病院（別表）を設ける。 各地区の地区救護隊の構成は、正・副地区隊長と隊員からなり、それぞれ各地区の医療機関の医師とその従業員をあてるものとする。また、災害対策本部は、救護隊の活動に対して救急車両の出動等を全面的に便宜供与するものとする。</p> <p>別表 小樽市医師会地区救護隊地区別区域及び収容病院</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>区域</th> <th>収容病院名</th> <th>支援病院</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 北部地区</td> <td>釧路、志保、奥平、釧路、伊達、幸、五稜、石山町、津別町、雄勝町、赤松、釧路、高島、千代、東江町、豊川町、雄勝、色内、釧路、麻上、雄勝、天来山</td> <td>小樽救済会病院</td> <td>野口病院 三ツ山病院</td> </tr> <tr> <td>2 中央地区</td> <td>雄勝、雄勝町、雄勝町、山田町、北見、入道、松根</td> <td>北海道社会事業協会 小樽病院</td> <td>小樽中央病院</td> </tr> <tr> <td>3 南部地区</td> <td>美幌、美幌町、雄勝町、志保町、志保、新富町、雄勝町、美幌、美幌、天来、雄勝町、雄勝町、早稲田町、豊川町</td> <td>小樽市立病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 網走地区</td> <td>網走町、早稲田町、網走、網走、網走町、網走川原町、網走川原町</td> <td>済生会小樽病院</td> <td>網走中央病院</td> </tr> <tr> <td>5 銭函地区</td> <td>雄勝町、雄勝町、雄勝町、雄勝町、雄勝町</td> <td>札幌病院</td> <td>手稲区済生会病院</td> </tr> </tbody> </table>	地区	区域	収容病院名	支援病院	1 北部地区	釧路、志保、奥平、釧路、伊達、幸、五稜、石山町、津別町、雄勝町、赤松、釧路、高島、千代、東江町、豊川町、雄勝、色内、釧路、麻上、雄勝、天来山	小樽救済会病院	野口病院 三ツ山病院	2 中央地区	雄勝、雄勝町、雄勝町、山田町、北見、入道、松根	北海道社会事業協会 小樽病院	小樽中央病院	3 南部地区	美幌、美幌町、雄勝町、志保町、志保、新富町、雄勝町、美幌、美幌、天来、雄勝町、雄勝町、早稲田町、豊川町	小樽市立病院		4 網走地区	網走町、早稲田町、網走、網走、網走町、網走川原町、網走川原町	済生会小樽病院	網走中央病院	5 銭函地区	雄勝町、雄勝町、雄勝町、雄勝町、雄勝町	札幌病院	手稲区済生会病院	削除	<p>大規模災害時等は、医師は自院にて医療にあたるため、救護隊の編成は原則、行なわず、DMAT等の外部支援機関により応急医療にあたる。 また、被災後、各病院の患者収容能力は異なることから、患者の収容先病院は地区別ではなく、残っている病院機能に応じて決める。 このことから、地区別の地区救護隊及び収容病院を設けない。</p>
地区	区域	収容病院名	支援病院																								
1 北部地区	釧路、志保、奥平、釧路、伊達、幸、五稜、石山町、津別町、雄勝町、赤松、釧路、高島、千代、東江町、豊川町、雄勝、色内、釧路、麻上、雄勝、天来山	小樽救済会病院	野口病院 三ツ山病院																								
2 中央地区	雄勝、雄勝町、雄勝町、山田町、北見、入道、松根	北海道社会事業協会 小樽病院	小樽中央病院																								
3 南部地区	美幌、美幌町、雄勝町、志保町、志保、新富町、雄勝町、美幌、美幌、天来、雄勝町、雄勝町、早稲田町、豊川町	小樽市立病院																									
4 網走地区	網走町、早稲田町、網走、網走、網走町、網走川原町、網走川原町	済生会小樽病院	網走中央病院																								
5 銭函地区	雄勝町、雄勝町、雄勝町、雄勝町、雄勝町	札幌病院	手稲区済生会病院																								
災害時基幹病院等の指定	<p>3 災害時基幹病院等の指定 (1) 災害時基幹病院：小樽市内を5地区に分け、それぞれの地区で中心的に災害応急医療にあたる医療機関として5病院（別表1）を指定する。</p>	<p>3 地域災害拠点病院及び地域収容病院と患者収容 (1) 地域災害拠点病院である小樽市立病院は、災害医療を提供する上で、中心的な役割を担う。 (2) 地区収容病院として、以下の基幹病院と補完病院を指定するものとする。 (7) 基幹病院として、<u>小樽救済会病院、済生会小樽病院、北海道社会事業協会小樽病院、札幌病院</u>を指定する。</p>	<p>被災により病院機能に差が出るものが想定される。患者収容先は地区別ではなく、残された機能に応じて決める。 災害医療の中心的な役割を担う小樽市立病院は地域災害拠点病院であり、単なる地区収容病院とはならない。 地区収容病院は、原則、市内の病院とする。市外の病院に患者を収容する場合は、北海道等と調整して、収容先を決める。</p>																								

項目	旧計画	新計画	改訂理由等																																
災害時基幹病院等の指定	<p>(2) 支援病院：災害時基幹病院をサポートする医療機関として5病院(別表1)を指定する。</p> <p>(3) 災害拠点病院：国又は道の要請若しくは市町村間の協定に基づき2次医療圏の市町村の支援にあたる医療機関として1病院(別表2)を指定し、この災害拠点病院を支援する3病院(別表2)を指定する。</p> <p>(4) その他の医療機関は、それぞれの地区の「災害時基幹病院」及び「支援病院」を核として、災害応急医療にあたるものとする。</p> <p>別表1 災害時基幹病院及びその支援病院</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>病院名</th> <th>災害時基幹病院</th> <th>支援病院</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 北部地区</td> <td rowspan="2">一般社団法人日本海員救済会 小樽救済会病院 住所：船橋1-4-1 電話：24-0325</td> <td>医療法人社団心康会 野口病院 住所：船橋2-22-6 電話：32-3775</td> <td>医療法人社団 三ツ山病院 住所：船橋1-9-2 電話：23-1289</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人 北海道社会事業協会 小樽病院 住所：住ノ江1-6-15 電話：23-0234</td> <td>医療法人社団北都会 小樽中央病院 住所：入船2-2-18 電話：21-2222</td> </tr> <tr> <td>2 中央地区</td> <td>小樽市立病院 住所：若松1-1-1 電話：25-1211</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 南部地区</td> <td rowspan="2">社会福祉法人恩賜財団済生会支部北海道 済生会小樽病院 住所：築港10-1 電話：25-4921</td> <td>医療法人北光会 朝里中央病院 住所：新光1-21-5 電話：54-6543</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療法人ひまわり会 札幌病院 住所：銭函3-298 電話：62-5851</td> <td>医療法人仁会 手稲院仁会病院 住所：札幌市手稲区 前田1-12-1-40 電話：011-681-8111</td> </tr> <tr> <td>4 朝里地区</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 銭函地区</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2 災害拠点病院及びその支援病院</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害拠点病院</th> <th>支援病院</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小樽市立病院</td> <td>済生会小樽病院 小樽救済会病院 北海道社会事業協会小樽病院</td> </tr> </tbody> </table>	地区	病院名	災害時基幹病院	支援病院	1 北部地区	一般社団法人日本海員救済会 小樽救済会病院 住所：船橋1-4-1 電話：24-0325	医療法人社団心康会 野口病院 住所：船橋2-22-6 電話：32-3775	医療法人社団 三ツ山病院 住所：船橋1-9-2 電話：23-1289	社会福祉法人 北海道社会事業協会 小樽病院 住所：住ノ江1-6-15 電話：23-0234	医療法人社団北都会 小樽中央病院 住所：入船2-2-18 電話：21-2222	2 中央地区	小樽市立病院 住所：若松1-1-1 電話：25-1211			3 南部地区	社会福祉法人恩賜財団済生会支部北海道 済生会小樽病院 住所：築港10-1 電話：25-4921	医療法人北光会 朝里中央病院 住所：新光1-21-5 電話：54-6543		医療法人ひまわり会 札幌病院 住所：銭函3-298 電話：62-5851	医療法人仁会 手稲院仁会病院 住所：札幌市手稲区 前田1-12-1-40 電話：011-681-8111	4 朝里地区				5 銭函地区				災害拠点病院	支援病院	小樽市立病院	済生会小樽病院 小樽救済会病院 北海道社会事業協会小樽病院	<p>(1) 補完病院として、野口病院、三ツ山病院、小樽中央病院、朝里中央病院を指定する。</p> <p>(3) その他の医療機関は、可能な限り災害応急医療に当たるものとする。</p> <p>(4) 災害発生超急性期で、かつ、災害派遣医療チームの支援がない時期においては、小樽市災害対策本部から患者収容の調整が地災連に要請されるため、地災連は、基幹・補完病院のEMIS等による病院機能及び患者受け入れ状況を把握し、市立病院災害対策本部と調整後、患者搬送先を決定する。</p> <p>(5) 患者収容調整は、小樽市立病院内の災害派遣医療チーム活動拠点本部を中心に引き継ぐものとする。</p> <p>【地域災害拠点病院及び地区収容病院(基幹・補完病院)】</p>	<p>支援病院(改訂後は補完病院)から手稲溪仁会病院を除く。</p>
地区	病院名	災害時基幹病院	支援病院																																
1 北部地区	一般社団法人日本海員救済会 小樽救済会病院 住所：船橋1-4-1 電話：24-0325	医療法人社団心康会 野口病院 住所：船橋2-22-6 電話：32-3775	医療法人社団 三ツ山病院 住所：船橋1-9-2 電話：23-1289																																
		社会福祉法人 北海道社会事業協会 小樽病院 住所：住ノ江1-6-15 電話：23-0234	医療法人社団北都会 小樽中央病院 住所：入船2-2-18 電話：21-2222																																
2 中央地区	小樽市立病院 住所：若松1-1-1 電話：25-1211																																		
3 南部地区	社会福祉法人恩賜財団済生会支部北海道 済生会小樽病院 住所：築港10-1 電話：25-4921	医療法人北光会 朝里中央病院 住所：新光1-21-5 電話：54-6543																																	
		医療法人ひまわり会 札幌病院 住所：銭函3-298 電話：62-5851	医療法人仁会 手稲院仁会病院 住所：札幌市手稲区 前田1-12-1-40 電話：011-681-8111																																
4 朝里地区																																			
5 銭函地区																																			
災害拠点病院	支援病院																																		
小樽市立病院	済生会小樽病院 小樽救済会病院 北海道社会事業協会小樽病院																																		

項目	旧計画	新計画	改訂理由等
救護所の設置	<p>4 救護所の設置</p> <p>大災害発生直後には、傷病者が市内各所で同時に多数発生することが予想されるため、指定救護所を開設する。指定救護所は、災害時基幹病院をもってあてることができ、病院のない地区等においては下記の小中学校に開設する。なお、必要に応じ指定する救護所のほか臨時に開設できるものとする。</p> <p>(指定救護所)</p> <p>1 災害時基幹病院(①救済会病院、②協会病院、③小樽市立病院、④済生会小樽病院、⑤札幌病院)</p> <p>2 忍路中学校(蘭島・忍路地区) ：住所 蘭島1-28-1 電話 64-3335</p> <p>3 塩谷小学校(桃内・塩谷地区) ：住所 塩谷2-18-1 電話 26-1103</p> <p>4 旧祝津小学校(祝津地区) ：住所 祝津3-64 電話 23-6291</p> <p>5 張碓小学校(張碓地区) ：住所 春香町215 電話 62-3248</p> <p>6 銭函中学校(銭函地区) ：住所 見晴町2-12 電話 62-2853</p>	<p>4 救護所の設置</p> <p>地災連は、市内医療機関の被災状況を勘案の上、必要に応じ北海道及びDMAT等の外部支援機関の援助のもとに、救護所を設置する。なお、設置場所及び期間等は小樽市災害対策本部と協議の上決定する。</p>	<p>災害時、傷病者等の患者は医療機関に直接搬送することを基本とする。</p> <p>市内医療機関の被災状況により、収容能力を越える患者が発生し、かつ市外医療機関への搬送等が困難な時は、DMAT等の外部支援機関の援助のもと救護所を設置する。</p> <p>救護所を設置する場所は、DMAT等の外部支援機関と調整の上、小樽市災害対策本部と協議の上決定する。</p>
避難所及び在宅の要配慮者対策	<p>5 避難所及び在宅の要配慮者対策</p> <p>障がい者、高齢者、人工透析患者、慢性疾患患者及び乳幼児等の要配慮者に対して医師・保健師等による巡回相談と診療を実施する。</p>	<p>5 避難所及び在宅の要配慮者対策</p> <p>EMISによる避難所情報等に基づき、障がい者、高齢者、人工透析患者、慢性疾患患者及び乳幼児等の要配慮者に対して、外部支援機関と協働し医師・保健師等による巡回相談と診療を実施する。</p>	<p>避難所情報についてEMISを活用することを記載する。</p>

項目	旧計画	新計画	改訂理由等
関係団体への協力要請	<p>6 関係団体への協力要請</p> <p>大災害発生時には多くのマンパワーと大量の薬剤や治療材料が必要となるため、予想される業務支援や各種材料等の確保について、次の団体に協力を要請し、緊急事態に対処する。特に備蓄の難しい各種医療器材や医薬品については、災害時における優先供給について、関係機関と協定を締結するなど、その確保に努めることとする。</p> <p>(協力要請機関等)</p> <p>医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、臨床衛生検査技師会、栄養士会、柔道整復師会、病院団体、医薬品関係団体、医療機器関係団体等</p>	<p>6 関係団体への協力要請</p> <p>地災連は、大災害発生時には多くのマンパワーと大量の薬剤や治療材料が必要となるため、予想される業務支援や各種材料等の確保について、小樽市災害対策本部を通して、次の関係団体に協力を要請し、緊急事態に対処する。特に備蓄の難しい各種医療器材や医薬品については、災害時における優先供給の確保に努めることとする。</p> <p>【協力を要請する関係団体】</p> <p>小樽市医師会、小樽市歯科医師会、小樽薬剤師会、北海道看護協会小樽支部（災害支援ナース）、北海道臨床衛生検査技師会小樽地区会、小樽後志放射線技師会、小樽栄養士会、北海道柔道整復師会小樽ブロック、北海道理学療法士会後志支部、北海道作業療法士会後志支部等</p>	<p>具体的な団体の名称を記載する。</p>
緊急輸送機関への協力要請	<p>7 緊急輸送機関への協力要請</p> <p>災害現場や救護所から災害時基幹病院、災害拠点病院等への患者搬送については、消防署や医療機関の救急車を基本とするが、大災害時には、市域外病院への搬送も必要となるため、災害対策本部は、速やかに道、札幌市、自衛隊又は海上保安本部等のヘリコプターの出動を要請する。</p>	<p>7 市域内及び市域外への搬送要請</p> <p>災害現場や救護所から各医療機関等への患者搬送については、消防本部及び医療機関のほか、DMAT等の救急車を基本とするが、大災害時には市域外病院への搬送も必要となるため、災害対策本部は、市立病院内DMAT活動拠点本部及び北海道DMAT調整本部の協力の基に、速やかに北海道、札幌市、自衛隊又は海上保安本部等のヘリコプターの出動、自衛隊・警察車両等を要請する。この際、<u>小樽市立病院屋上ヘリポート</u>を優先使用するが、状況に応じて臨時のヘリポートを消防本部と協議し設置する。</p>	<p>新たに小樽市立病院屋上ヘリポートについて記載する。</p>
小樽市災害医療マニュアル	<p>記載なし。</p>	<p>8 医療活動等</p> <p>災害時の実際の医療活動等の詳細については、別途、<u>小樽市災害医療マニュアル</u>に定める。</p>	<p>医療救護活動の内容は、医療救護計画とマニュアルに分けて記載する。</p> <p>マニュアルは、実際の災害活動、研修、訓練等の反省等から、随時、見直し・改訂が必要な部分を記載する。</p>